

〈各論Ⅰ〉障がい者福祉計画

| | | |
|-------|-------------------|------|
| 基本目標1 | 共に暮らすまち | 26 p |
| 基本目標2 | 自立した生活を送ることのできるまち | 33 p |
| 基本目標3 | 生きがいのある暮らしが送れるまち | 45 p |
| 基本目標4 | 安全・安心に暮らせるまち | 51 p |

基本目標 1 共に暮らすまち

施策 1 広報・啓発活動の充実

取組 1 障がいへの理解を深めるための啓発の充実

現状と課題

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、「障がい者」や「障がい」に対しての差別の禁止が明文化されました。障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、社会全体で差別解消に向けた取組みの推進が求められています。

主な取組み

- ① 市民に対する障がい福祉への理解促進 【生活福祉課】

福祉ガイド「青空もとめて」や啓発冊子の配布・活用や、障がいへの理解を深める講演会、障がい者週間の広報周知及び実施、福祉まつり「みんなのひろば」等のイベントを通じて、市民の障がい福祉に関する理解を促進します。
- ② 障害者差別解消法の周知 【生活福祉課】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う地域共生社会の実現のため、市民に対し、障害者差別解消法についての啓発活動や合理的配慮事例等の情報提供を行います。
- ③ 心のバリアフリー化の推進 【生活福祉課・都市計画課】

施設のバリアフリー化や暮らしやすい住宅整備への支援に加え、市民一人ひとりが、障がい者の日常生活や社会生活における困難を自らの問題として認識し、心の中の障壁を取り払い、障がい者の社会参加等に積極的に協力する「心のバリアフリー化」を推進します。

取組2 ボランティア活動の推進, 福祉人材の育成

現状と課題

平成28年5月に策定されたニッポン一億総活躍プランにおいて「地域共生社会の実現」を目指すことが定められました。障がい福祉分野においても、就労や地域参加といった視点で、障がい者の社会参加を促進していくことが求められており、公的なサービス（公助）や障がいがある人とその家族（自助）だけでなく、ボランティア団体など地域の中で支えていく（共助）を柔軟に組み合わせながら、障がい者の社会参加と活動支援に取り組むことが求められています。

主な取組み

① 障がい者支援ボランティアの担い手の育成 【生活福祉課・社会福祉協議会】

鹿嶋市社会福祉協議会との連携により、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるための研修会の実施や、ボランティア活動保険加入者への保険料掛け金の一部助成、市内中学校・高等学校の生徒に対するボランティア活動の呼びかけなどを通じて、ボランティア人材の育成に努めます。

② ボランティア情報の収集と提供 【社会福祉協議会】

年4回発行の社協だより「えがお」やホームページにおいてボランティア活動に関する情報を掲載し、交流会や講座の紹介を行います。また、新規ボランティアの発掘や募集を行い、支援を必要とする人との調整や、市民がさまざまなボランティア活動に参加できる場と仕組みを構築します。

③ 障がい福祉サービスを担う人材の育成 【生活福祉課】

福祉事業所に対し、茨城県や鹿嶋市地域自立支援協議会及び各専門部会が主催する研修会への参加を促進し、相談支援専門員などの資格取得・更新の案内や研修会への推薦等を行い、障がい福祉サービスを担う人材の育成に努めます。

取組 3 福祉教育の充実

現状と課題

障がい福祉の向上のためには、市民が障がいに対して正しい知識を持つことが重要です。本市の小中学校においては、障がい者との交流やボランティア体験などを通じて、障がいに対する理解を深めるための教育に取り組んでいます。

今後も引き続き、学校や地域において、障がいに対する理解促進のための福祉教育の実施が必要です。

主な取組み

① 学校における福祉教育の充実

【教育指導課】

鹿嶋市社会福祉協議会との連携により、学校教育において、子どもたちが障がい者と交流する機会を設けるとともに、実際にボランティア活動を体験すること等により、子どもたちの障がい福祉に関する意識を醸成します。

② 地域における福祉教育の実施

【生活福祉課】

地域における障がいに対する理解促進のため、講演会や出前講座の開催等の啓発活動を実施します。また、福祉施設における鹿島特別支援学校からの職場体験実習の受け入れや、鹿島特別支援学校 PTA 等との意見交換、施設見学、勉強会等を随時行います。

③ 地域住民との交流の促進

【生活福祉課・教育指導課】

福祉まつり「みんなのひろば」や、福祉事業所・鹿島特別支援学校による合同販売会「ハートフリーマーケット」等のイベント、障がい者入所施設・特別支援学校・グループホーム等で行われる各種行事における地域住民の参加や、地域行事への障がい者の参加等、相互交流による障がい理解を促進します。

施策 2 情報提供・意思疎通支援の充実

取組 1 情報提供の充実

現状と課題

本市では、障がい者への情報伝達的手段として、市ホームページにおける音声読み上げソフトの導入、広報紙の点字翻訳・音声録音等を実施しています。

地域コミュニティの希薄化による障がい者の孤立が懸念される中、多様な手段による情報提供の必要性が一層高まっています。

主な取組み

① 福祉サービスに関する情報共有体制の強化と情報提供の充実 【生活福祉課】

関係機関やサービス事業所と連携を図り、障がい福祉に関する情報共有を一層推進します。また、市役所窓口や障がい者のための福祉ガイドブック「青空もとめて」による情報提供の他、市ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、広報かしま等の媒体を活用し、障がい者が必要な情報を自ら入手できるよう配慮します。

② 障がい者団体やサービス事業者等による情報発信の支援

【生活福祉課・社会福祉協議会】

市民の障がい福祉の理解促進や、障がい者への各種サービス周知のため、福祉まつり「みんなのひろば」等の機会を活用し、障がい者団体の活動内容やサービス事業者のサービス内容の情報発信を支援します。

③ 障がいに関するシンボルマークの周知・啓発 【生活福祉課】

障がいについてわかりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、要配慮者に適切な対応が図られるよう、広報紙や市ホームページ等で周知・啓発を図ります。

④ 身体障害者補助犬の普及啓発 【生活福祉課】

身体障がい者が、補助犬を同伴して公共交通機関や公共施設、商業施設等を利用できるよう、身体障害者補助犬の意義・役割を周知啓発し、理解促進に努めます。

取組 2 意思疎通支援の充実

現状と課題

平成 23 年の障害者基本法の改正に伴い、「手話」は言語として明確に位置付けられました。以来、全国的に手話言語条例の制定が進み、茨城県においても、平成 30 年 10 月に「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が施行されました。また、近隣自治体と「鹿行手話奉仕員養成委員会」を組織し、手話通訳者の育成に努めています。

今後も、障がい者の社会参加促進のため、意思疎通支援に取り組んでいく必要があります。

主な取組み

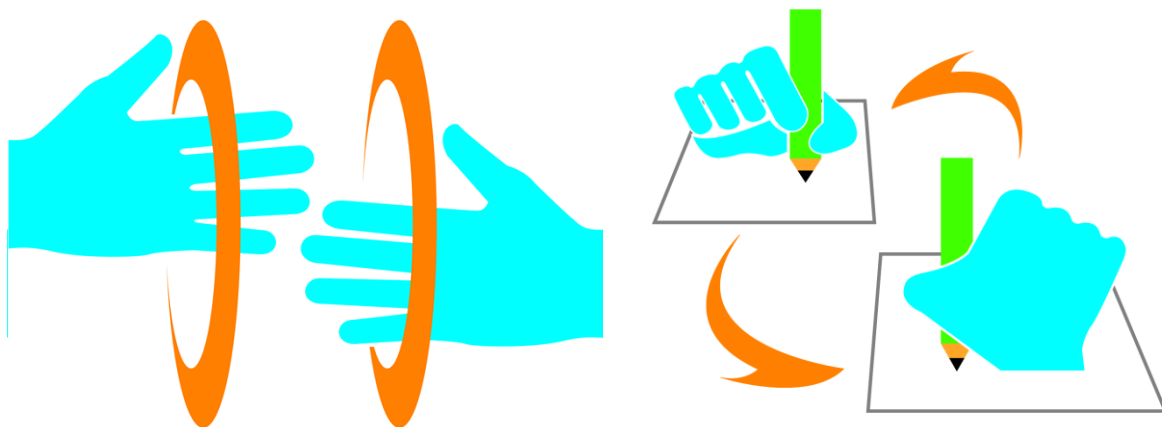
① 手話通訳者・要約筆記者の派遣，設置 【生活福祉課】

聴覚障がい者が、手話通訳・要約筆記による意思疎通の支援を必要とする場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

② 意思疎通支援従事者の養成 【生活福祉課】

茨城県や近隣自治体、関係自治体と連携し、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的・発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達など、多様な障がいに対応する意思疎通支援従事者の育成に努めます。

【手話マーク，筆談マーク】



施策 3 権利擁護体制の充実

取組 1 虐待防止体制の充実

現状と課題

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、全ての人に虐待通報の義務と対応のスキームが定められるとともに、擁護者や使用者、施設従事者等による虐待に対し、地方公共団体には虐待対応に対する責任があることが明確化されました。

これを受け、本市では、障がい福祉担当課に障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待に関する相談や通報の受付を行っています。

障がい者への虐待は、周囲の介助者を含め、それと気づかずに行われていることもあります。このため、総合的な相談の中から兆候を見つけ出し、的確な事実把握のもと虐待を発見していく相談支援体制の構築が必要となっています。

主な取組み

① 虐待に関する相談体制の周知

【生活福祉課】

市民や事業所等に対し、障がい者への虐待に関する相談窓口としての鹿嶋市障がい者虐待防止センター（障がい福祉担当課）の周知を行い、速やかに対応できる体制を整備します。

② 虐待防止ネットワークの強化

【生活福祉課】

地域のどこから相談があっても適切な対応が取れるよう、鹿嶋市地域自立支援協議会を中心に、虐待や金銭詐取等を防止するネットワークの強化に努めます。

③ 日常生活自立支援事業等の実施

【社会福祉協議会】

障がい者が、金銭搾取などの虐待被害に遭うことなく、安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を推進します。

取組 2 権利擁護の強化

現状と課題

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、自己決定権の尊重や成年被後見人等の身上の保護等が重視されることとなりました。

判断能力が十分でない障がい者が安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できることはもとより、財産や権利が十分に守られなければなりません。障がいのある方の権利が擁護され、公平性・中立性が確保される社会づくりが必要です。

主な取組み

① 市長申立ての活用

【介護長寿課・生活福祉課】

成年後見審判市長申立てを活用し、障がい者の適切な財産管理・身上監護等、権利擁護を進めます。

② 成年後見制度の活用促進

【介護長寿課・生活福祉課】

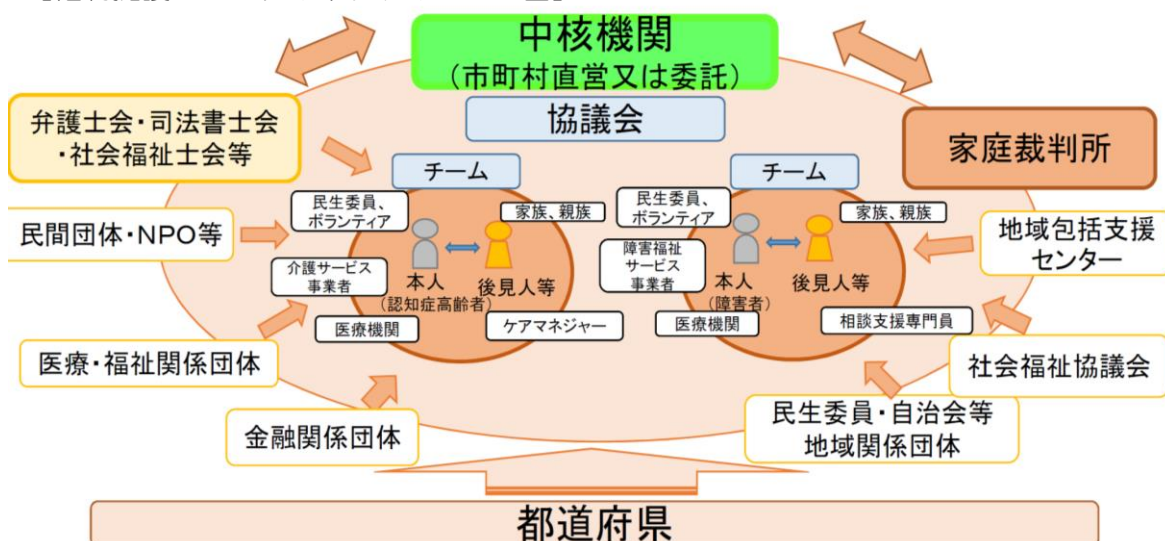
障がいにより判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障がい者の権利擁護を推進します。また、成年後見制度利用支援事業により、経済的理由で制度を利用できない方を支援します。

③ 中核機関の設置

【介護長寿課・生活福祉課】

成年後見制度の総合的な窓口となる中核機関の設置により、制度へのアクセシビリティの向上や、適正な後見を行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性を習得するため、中核機関の設置に向けた検討をします。

【権利擁護セーフティネットイメージ図】



出典：厚生労働省資料

基本目標2 自立した生活を送ることのできるまち

施策1 地域生活における支援の充実

取組1 地域生活移行支援体制の充実（重点）

現状と課題

地域には、障がい者を支える様々な資源が存在しますが、それらの有機的な結びつきは必ずしも十分ではありません。地域で障がい者やその家族が安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、適切な対応が図られる体制づくりが求められています。

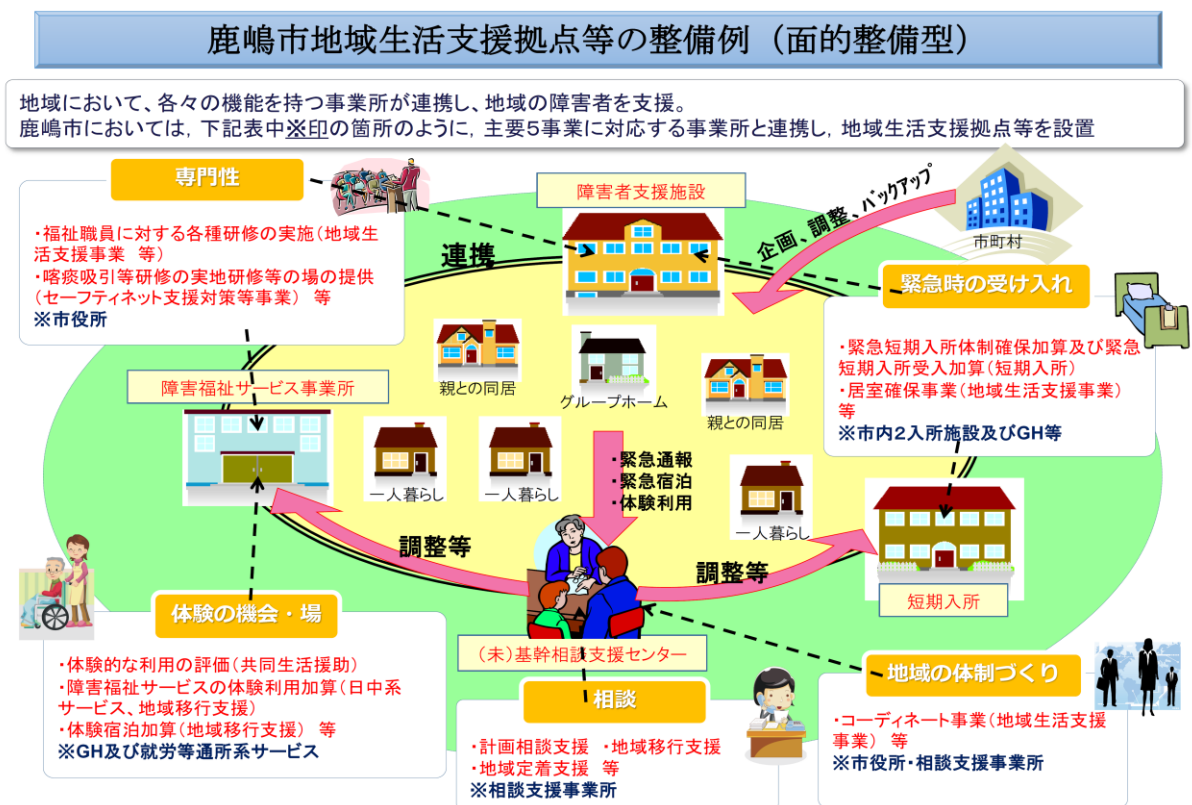
主な取組み

① 地域生活支援拠点等の整備

【生活福祉課・介護長寿課】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい福祉サービス事業所のみならず、地域包括支援センターなどの関連機関がともに連携し、居住支援機能と地域支援機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の整備を推進します。市内には、多様なサービス事業所が設置されており、各々の事業所の機能や特徴を相互に利活用した面的整備による地域生活支援拠点等を設置します。

【鹿嶋市地域生活支援拠点等イメージ図】



② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

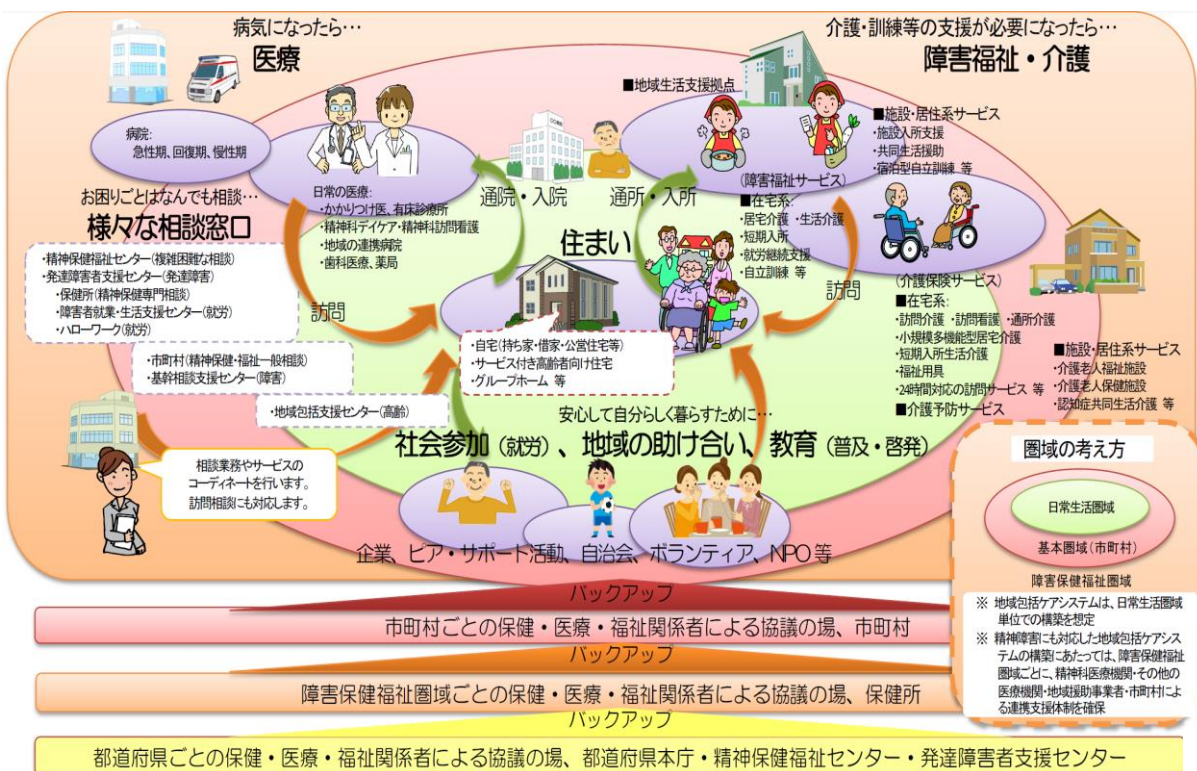
【生活福祉課・保健センター・介護長寿課】

障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、茨城県管轄保健所、医療機関、相談支援事業者、鹿嶋市保健センター、障がい福祉担当課によるコア会議を実施しました。

今後は、コア会議により協議された精神障がいに係る研修会や啓発活動、地域での生活を送る上での相談支援や訪問等の事業に合わせ、関係機関との協力体制を構築しながら、精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムを整備します。

また、先行して設置されている高齢福祉部門における地域包括ケアシステムとの一体的な支援体制の構築を目指した検討をします。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムイメージ図】



出典：厚生労働省資料

取組 2 自立を支える生活拠点の確保

現状と課題

障がい者の地域生活への移行が進む中、すべての人が安心して生活できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るために必要な生活基盤の整備が求められています。

施設や病院に入所（院）している障がい者が、自ら選んだ地域で暮らすことができるよう、地域生活への移行支援や相談支援体制の整備等、地域で安心して暮らせる体制の整備に一層取り組んでいく必要があります。

主な取組み

① グループホームの充実、入居支援 【生活福祉課】

障がい者の生活の場となるグループホーム等の設置を希望する事業者に対し、事前協議の前から設置に関する助言等の支援をするとともに、障がい者の入居支援を実施します。

② 自宅等、居住環境の改善支援 【生活福祉課・都市計画課】

居宅における障がい者の生活環境の向上のため、重度障がい者住宅リフォーム事業や日常生活用具給付事業による住宅改修等を活用しながら、バリアフリー化などの住環境の整備に努めます。

③ 地域生活を支える人的支援 【生活福祉課】

一般相談などの支援を行なう相談支援事業者や地域活動支援センター（市内 1 箇所、市外 1 箇所）、各福祉サービス事業所との連携体制を構築し、障がい者の地域生活を支援します。

施策 2 相談支援体制の充実

取組 1 相談支援体制の充実

現状と課題

障がいに関する相談件数は年々増加し、その内容も複雑多様化しています。このような中、本市では、相談支援の機能強化と地域の相談支援ネットワークの構築に取り組んでいますが、関係機関との連絡調整等を行う相談支援専門員の確保が課題となっています。

主な取組み

① 計画相談支援事業の人材育成と連携 【生活福祉課】

地域自立支援協議会の下部組織である相談支援専門部会を開催し、研修や事例検討を行い、相談支援専門員のスキルアップと連携強化に取り組めます。また、茨城県が実施する相談支援従事者研修等の情報提供を行い、人材の確保・育成を図ります。

② 障がい福祉制度やサービスの情報提供と利用支援 【生活福祉課】

地域からの情報やアウトリーチにより、何らかの支援やサービス利用が必要でありながら繋がっていない障がい者を把握し、訪問や面談等による情報提供と利用支援を行います。

③ 困難ケースへの関係機関によるチーム連携の強化 【生活福祉課・介護長寿課・保健センター・こども相談課・教育指導課】

困難ケースについてはケース会議を開催し、関係機関(福祉、医療、保健、教育、司法等)と連携の上、課題解決に向けて対応します。

④ 地域移行・地域定着の推進 【生活福祉課・保健センター】

入所施設や病院から地域生活への移行を希望する方が、自ら望む生活を実現することができるよう、地域生活への円滑な移行を支援する相談支援事業者や医療機関等が連携を図り、適切な支援を行います。

⑤ 基幹相談支援センターの設置検討 【生活福祉課】

障がい福祉担当課の相談事業において、ライフステージの変化などによって支援が途切れないよう、切れ目のない支援を目指し、相談支援事業者や関係機関等の連絡調整や連携支援等行なっておりますが、このような地域連携支援、研修や事例検討などの情報共有、また、相談支援事業者の業務や運営に対して指導的助言を行う相談支援事業中核機関である基幹相談支援センターの設置により、さらなる地域の相談支援体制の強化を検討します。

施策 3 生活を支えるサービスの充実

取組 1 在宅サービスの充実

現状と課題

「障害者総合支援法」の施行により、障がいの種類ごとに行われていたサービスが一つになり、どの障がいの方も、共通の福祉サービスを地域で受けることができるようになりました。

本市では、在宅生活を送る上で基本となる居宅介護や重度訪問介護を行う介護給付費や通所施設等で日中の間の活動を支援する訓練等給付により、活動の場が一定程度確保されていますが、これらに対するニーズは年々増加傾向にあります。

障がい者の一層の自立と社会参加の促進に向け、それぞれの障がいに応じた様々なサービスの提供が求められています。

今後も、障がいの特性に応じた日中活動系サービスが適切に利用できるよう、生活介護事業ほかサービス体制の整備を図ります。

主な取組み

① 多様な日中活動系サービスの提供

【生活福祉課】

利用者の介護等ケアが中心の生活介護や、就労訓練を行う就労継続支援等の障がい福祉サービスのほか、地域活動支援センターにおいて、障がい福祉サービス事業所に通所が安定しない障がい者に日中活動の場を提供する支援や、介護者の負担軽減を図るための日中一時支援事業を実施します。

〔日中活動系サービス〕

| | | |
|-----------|------------|--|
| 介護 給付 | 生活介護 | 心身の状況により、常に援助等を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。 |
| 訓練等 給付 | 自立訓練 | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。 |
| | 就労移行 支援 | 就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。 |

基本目標 2 自立した生活を送ることのできるまち
 施策 3 生活を支えるサービスの充実

| | | | |
|------------------|----------------|---|---|
| 訓練等 給付 | 就労継続 支援 | (A型) | 就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、雇用契約を行って就労の場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。また、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、一般就労に向けた支援を行います。 |
| | | (B型) | 企業や就労継続支援A型での就労経験ある方で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援を利用したが企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方、50歳に達している方等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な支援を行います。 |
| 地域生活 支援 事業 | 地域生活支 援センター | 障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を支援します。 | |
| | 日中一時 支援 | 障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者などの日中における活動の場を確保する事業です。 | |

取組 2 日常生活における支援の充実

現状と課題

本市では、居宅で生活する障がい者に対する訪問系のサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）や行動援護等の介護給付や、単身障がい者への相談支援等を行う自立生活援助としての訓練等給付を提供しています。

障がい者の高齢化に伴い、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所のニーズは増加傾向にあり、介護予防や介護サービスの提供主体の確保が課題となっています。

また、居宅での生活を支える介助者の負担軽減、医療的ケアの必要な障がい者（児）や高次脳機能障がい、発達障がい者への支援等、障がいの特性に応じた対応が求められています。

主な取組み

① 訪問系サービスの充実

【生活福祉課】

障がい者が居宅において自立した生活を送ることができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所、行動援護等の訪問系サービスの充実を図ります。

② 緊急時対応サービスとレスパイトの強化

【生活福祉課】

介助者の体調不良や冠婚葬祭等により、一時的に在宅介護が困難となった場合は、介助者が休息するためのサービスとして、短期入所や日中一時支援、生活サポート事業を提供します。

③ 地域生活への移行支援

【生活福祉課】

主体的な自立生活を支える相談支援体制の整備と、それを支える人材の確保や専門性の向上に努めます。

④ 経済的負担の軽減

【生活福祉課・国保年金課】

障がい者等の経済的な負担を軽減するため、障害年金の取得支援や各種手続きのほか、難病患者福祉手当や障がい者（児）紙おむつ等購入費などを支給します。また、生活困窮に陥りやすい障がい者に対する経済的自立への相談を始めとした支援も行います。

施策 4 保健・医療の充実

取組 1 乳幼児期における適切な保健・療育の確保

現状と課題

障がいの早期発見については、乳幼児健康診査や相談事業、保育園等の生活の場が大きな役割を担っており、これら事業からその後の療育指導等へとつながっています。
 今後も子どもを取り巻く関係機関が連携を図り、早期発見と早期対応、切れ目のない支援を継続していく必要があります。

主な取組み

① 母子保健・子育て支援事業の推進

【生活福祉課・保健センター】

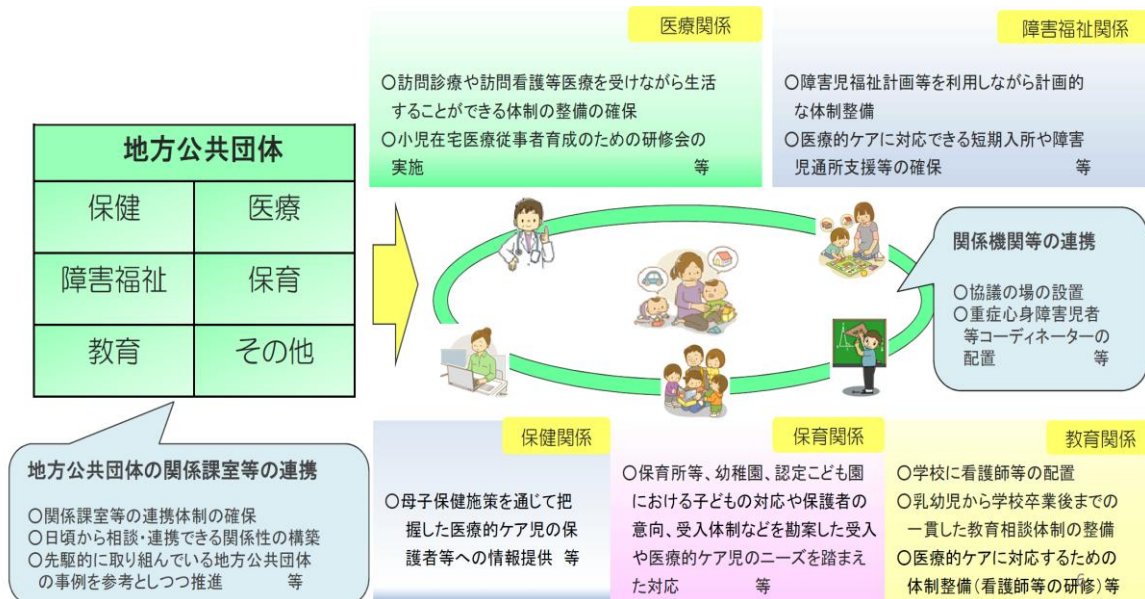
保健師による電話・相談指導により、妊娠期からの早期支援を実施します。また、各種相談、健康教育、健康診査の機会を活用し保健指導を行い、発達の遅れや疾病の早期発見に努めます。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【生活福祉課・総合福祉センター・保健センター・こども相談課・教育指導課・幼児教育課】

医療的ケア児の支援体制構築のため、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置や関係機関の協議の場を設置し、各関係機関の連携による早期把握や支援の強化に努め、適切な療育や相談支援につながるよう体制整備を図ります。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場イメージ図】



出典：厚生労働省資料

取組 2 心と体の健康づくりの推進

現状と課題

障がいの重度化を予防するため、疾病予防の視点から、生涯を通じた健康づくりを支援していくことが必要です。また、障がい者の生活機能の低下を早期に発見し、重度化を防止することも重要です。

障がい者が安心して在宅生活を継続できるよう、関係機関との連携によるきめ細やかな支援が求められています。

主な取組み

① 生涯を通じた健康づくり、障がいの予防・重度化防止

【生活福祉課・介護長寿課・保健センター】

中途障がいの原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康診査や健康教育、健康相談等の各種保健事業を実施します。また、障がい者が高齢期においても生活機能を維持し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業を実施します。

② リハビリ相談の充実

【生活福祉課・保健センター】

保健センター等関係機関において、障がい者やその家族からのリハビリに関する相談に応じ、身体機能の維持に関する指導を行います。

③ こころの健康づくりの推進

【生活福祉課・保健センター】

こころの不調の早期発見・早期相談・早期治療のため、身近な相談窓口となる保健センターを周知するとともに、自殺予防対策も含め保健師や相談員等による訪問・面接による相談支援などにより、こころの健康づくりを推進します。

取組 3 療養支援体制の充実

現状と課題

医療的ケアの必要な重症心身障がい者（児）や難病患者等を支えるためには、訪問診療や訪問看護の体制、在宅療養機器の設置等、医療面における支援体制の構築が必要です。また、家族や介助者の負担を軽減し、無理なく在宅で介護を継続できるような福祉サービスの充実も併せて必要となります。

主な取組み

- ① **自立支援医療制度による医療費負担の軽減** 【生活福祉課・保健センター】
障がい者（児）が、生活能力及び身体機能の回復を目的とした手術を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。（更生医療・育成医療・療養介護）
また、精神疾患のある方に対し、治療に必要な通院医療費を健康保険と公費で負担します。（精神通院）
- ② **未熟児に対する医療の支援** 【保健センター】
未熟児が指定養育医療機関に入院した場合、養育に必要な医療費を公費で給付し、負担軽減を図ります。（養育医療）
- ③ **特定疾患（指定難病）及び小児慢性特定疾患への支援** 【生活福祉課】
特定疾患（指定難病）や小児慢性特定疾患の治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる場合、医療費の自己負担分を公費で給付し、負担軽減を図ります。
また、小児慢性特定疾患医療の対象者で、日常生活用具給付事業の対象とならない場合は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業により日常生活の支援を行いません。
- ⑤ **重度心身障害者（児）への医療費の支援** 【生活福祉課・国保年金課】
重度心身障害者（児）に対し、医療福祉費支給制度（通称マル福）により、病院等で診療を受けた場合に支払う医療費について、自己負担分を助成し、負担軽減を図ります。
- ⑥ **国民健康保険特定疾病への支援** 【生活福祉課・国保年金課】
高額な治療を長期間継続して行う必要がある特定疾病（血友病や慢性腎不全等）の医療費について、自己負担分を助成し、負担軽減を図ります。

施策 5 子どもに対する支援の充実

取組 1 未就学期における支援の実施（重点）

現状と課題

障がい児の支援には、心身の状態に応じた専門的ケアやレスパイトを含めた多様なニーズに対応するため、医療・保健・保育・教育・福祉等の多領域と連携のとれた支援の仕組みが必要となっています。

本市総合福祉センターでは、就学前の乳幼児を中心に、機能訓練やことばの発達相談、心理相談や集団保育指導を行う児童発達支援を実施しています。また、心理・ことば・理学療法・作業療法・保育士の資格を有する専門家が、障がいや発達に心配のある幼児が在籍する保育所等に訪問し、保護者や担当職員等と協力・連携を図りながら集団生活への適応を目的に支援を行っています。

今後も、同センターやその他の障がい児通所事業所と保育所等が連携を図り、就学まで切れ目のない支援を行うことが求められています。

主な取組み

① 総合福祉センターにおける療育の実施 【生活福祉課・総合福祉センター】

障がい児やその家族への相談支援、放課後等デイサービス、児童発達支援や保育所等訪問を実施し、障がい児を預かる施設への助言等を行う地域の中核的な療育支援施設である総合福祉センター内の心身障害者福祉センターにおいて、障がい児の療育に取り組めます。

また、国の指針により、市町村単独又は圏域での設置を求められている児童発達支援センターについては、鹿嶋市単独設置だけでなく、圏域設置・民間委託も視野に入れ、その整備について検討します。

② 保育所等訪問支援事業による保育所等における療育機能の強化

【総合福祉センター・幼児教育課】

障がい児に対する適切な療育のため、保育士や幼稚園教諭に対し専門知識向上を目的とした研修等を行います。また、支援の必要があると思われる在園児の保護者の気づきを促すとともに、障がいに対する情報提供を行います。

取組2 学齢期における支援の充実

現状と課題

本市では、学習活動に支援が必要な児童生徒が在籍する学校にアシスタント・ティーチャー（A・T）を配置し、一人ひとりに応じた学びを支援しています。

また、学校内において、通常の学級と特別支援学級の交流を行っているほか、一部の学校では、特別支援学校との交流活動も行っており、障がいへの理解を深めるための教育に取り組んでいます。授業終了後や学校休業日における放課後等デイサービス事業については、近年、実施事業所が増加しており、それに伴い、利用者数が急増しています。

今後は、地域における障害児計画相談支援事業所の充実により、ニーズを的確に把握した上で、各種サービスについて適切なサービス量を確保していきます。

主な取組み

① 支援が必要な児童生徒に対する放課後等活動の場の確保

【生活福祉課・総合福祉センター】

障がいのある児童生徒が、授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えた放課後等デイサービス事業については、そのニーズを的確に捉え、適切なサービス量となるよう調整を行い、生活能力向上のための訓練と社会との交流促進を継続的に提供します。

② インクルーシブ教育の推進

【生活福祉課・教育指導課】

児童生徒が、障がいの有無にかかわらず合理的な配慮のもとで共に学ぶことができるインクルーシブ教育を推進します。

③ 教職員の専門性の向上とアシスタント・ティーチャーの配置

【教育指導課】

障がいのある児童生徒が、学校等において適切な教育を受けることができるよう、教員等の専門知識習得のための研修等を行います。また、学習活動に支援が必要な児童生徒が在籍している学級にアシスタント・ティーチャー（A・T）を配置する等の基礎的環境整備や合理的配慮を行い、学びを支援します。

④ 鹿嶋市教育センターの活用

【教育指導課】

児童生徒の発達に関する悩みに対応する専門的な相談支援活動を行う教育相談事業や、保護者や支援者（保育者・教員等）とともに、より良い就学や支援方法を探り、子どもたちの成長を継続的に支援する特別支援教育推進事業を実施します。

⑤ 鹿嶋市拡大特別支援教育連携会議の活用

【教育指導課】

特別支援教育の充実や幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・専門機関との支援ネットワーク構築を目的とした鹿嶋市拡大特別支援教育連携会議を開催します。

基本目標3 生きがいのある暮らしが送れるまち

施策1 障がい者雇用の促進等

取組1 障がい者雇用の促進

現状と課題

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）が改正され、平成30年度から法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わっています。また、障害者総合支援法の改正により、平成30年度から就労定着支援事業のサービスが新たに設けられています。

障がい者の雇用を取り巻く環境が変化している中、就労促進支援や就労定着支援等の取組みをさらに強化していく必要があります。

主な取組み

① 就労支援ネットワークの構築 【生活福祉課・商工観光課】

地域における福祉・労働・教育等の各種関係機関との間で、職場体験、職業訓練、生活支援、就労定着支援等の就労に向けた総合的な支援が図られるよう、地域自立支援協議会の就労専門部会において、就労支援ネットワークの構築に取り組めます。

② 就労定着支援の推進 【生活福祉課】

一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題解決に向け、就労先の企業や自宅への訪問等を行い、連絡調整や指導・助言等を行う就労定着支援を推進します。

③ 企業の障がい者雇用の促進 【生活福祉課】

企業に対して、障がい者雇用についての理解促進を図るため、地域自立支援協議会就労支援専門部会による講演会や研修会の開催、企業訪問等を行い障がい者雇用の促進に取り組めます。

取組2 一般就労事業所における雇用機会の創出

現状と課題

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に対し、能力向上のための訓練等を行う就労継続支援（B型）については、第5期障がい福祉計画におけるサービス見込量を上回る利用者がありますが、これ以外の就労移行支援や就労継続支援（A型）、就労定着支援についてはサービス見込量を下回っており、また、就労移行支援事業等から一般就労への移行者についても目標値を大きく下回っています。

今後も引き続き、障がい者の生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行促進に向け、各種事業を継続していく必要があります。

主な取組み

- ① 一般就労事業所における雇用の促進 【生活福祉課・商工観光課】

かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくりやハローワークと連携し、就職に向けた一般就労事業所の準備支援や関係機関との連絡調整を行い、障がい者の雇いを促進します。
- ② 障害者雇用奨励金の支給 【商工観光課】

国の特定求職者開発助成金の支給期間満了後も、引き続き、要件に該当する障がい者を雇用している市内事業所に対し、障害者雇用奨励金を支給します。
- ③ 障害者優先調達推進法の周知・啓発 【生活福祉課】

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就労障がい者の自立を支援するため、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を目的とした「障害者優先調達推進法」の周知・啓発を行います。

また、就労支援事業所による提供可能な物品等をまとめたパンフレットを配布し、受注実績の向上を図ります。
- ④ 合同販売会「ハートフリーマーケット」の開催 【生活福祉課】

就労支援事業所や鹿島特別支援学校等による合同販売会「ハートフリーマーケット」の開催により、就労支援事業所の広報周知、事業所や学校外での訓練機会を創出し、受注の拡大と地域社会との交流を図ります。

施策2 スポーツ・芸術文化活動の推進

取組1 余暇活動支援の充実

現状と課題

地域において豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツやレクリエーションなど、余暇の時間を楽しむことが重要です。このため、充実した余暇活動の機会や仲間とレクリエーション等を楽しむ場を提供していくことが求められています。

主な取組み

- ① 余暇活動支援の実施 【生活福祉課】

障がい者が、地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、地域交流会事業や福祉まつり「みんなのひろば」への参加促進、アシストタイム事業の実施等により、健常者と障がい者の交流の場の確保を行います。また、参加促進のための移動支援や手話通訳等のコミュニケーション支援を合わせて実施します。
- ② 文化芸術活動の支援 【生活福祉課・社会教育課】

障がい者の生きがいづくりと健常者との相互理解を図るため、サークル活動等の各種文化芸術活動への参加の機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。

また、読書を通じての文字活字文化の恵沢を享受することができるよう配慮した録音図書や点字図書、大活字本などの収集と利用促進を図ります。
- ③ レクリエーション活動への参加 【生活福祉課・社会教育課】

ボッチャなどの障がい者スポーツの体験イベントを通じ、レクリエーション活動の場やイベントによる交流機会を創出し、障がいへの理解促進を図ります。

取組 2 障がい者スポーツの推進

現状と課題

本市では、鹿行地域の 4 市と連携し、毎年、鹿行身体障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者のスポーツ活動による健康増進や身体機能の維持・回復に取り組んでいます。

障がい者一人ひとりが、スポーツ活動を通じ、社会を構成する一員として生きがいを感じながら生活することができるよう、自立と社会参加への支援が求められています。

主な取組み

① 障がい者スポーツの推進

【生活福祉課・スポーツ推進課】

障がい者団体や体育協会等の関係機関と連携し、障がい者がスポーツ活動に参加しやすい環境を整えることで、参加機会の拡大を図ります。

また、鹿行地域 5 市による身体障がい者スポーツ大会の開催だけでなく、国や県の障がい者スポーツ大会への参加登録・申し込みの支援により、障がい者スポーツの推進を図ります。

② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会を契機とした障がい者スポーツの理解促進

【生活福祉課・スポーツ推進課・オリンピック・パラリンピック課】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの普及や様々な障がいに対する理解促進に取り組めます。

③ 障がい者スポーツの周知

【生活福祉課・スポーツ推進課・社会福祉協議会】

鹿嶋まつりや市内各公民館での体験イベント、市内中学校での体験機会において、ボッチャを始めとした障がい者スポーツの普及啓発を行い、障がいに対する理解促進に取り組めます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせるまち

施策 1 防犯・防災体制の充実等

取組 1 防犯体制の充実等

現状と課題

近年、社会的弱者を狙った犯罪が多く発生しています。障がい者が、犯罪や悪質商法による消費者被害等に巻き込まれないために、障がい者の防犯及び消費者トラブルに対する意識の啓発を図るとともに、防犯対策や消費者被害の未然防止に向けた仕組みづくりが重要となっています。

主な取組み

① 防犯対策の推進

【市民活動支援課・交通防災課】

消費生活センターや警察署等から犯罪被害等の情報を入手し、広報紙やホームページ、鹿嶋市かなめーる等への掲載・周知、講習会の開催、イベントを活用した啓発活動等、防犯対策を推進します。

② 消費者被害防止の取組みの推進

【市民活動支援課・生活福祉課】

障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、障がい特性に配慮した消費生活相談体制の整備（ファックスやEメール等での消費者相談の受付、相談員等の障がい者理解のための研修等の促進）を行い、防犯対策や消費者トラブルの防止を推進します。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用による意思決定と金銭管理の支援により事前の被害防止に努めます。

取組 2 防災体制の充実

現状と課題

東日本大震災や台風・豪雨災害等、想定し得ない規模の大規模災害により、多数の犠牲者やけが人が発生しています。本市では、東日本大震災で1名の犠牲者が出たほか、近年の台風による大きな被害が発生し、自然災害に対する市民の警戒意識が高まっています。

令和2年に策定した鹿嶋市避難行動要支援者避難支援プランでは、一定の要件に該当する障がい者を避難行動要支援者として定義し、今後、避難行動要支援者一人ひとりの避難行動を個別計画としてとりまとめることとしています。

個別計画を実行性のあるものとするため、民生委員や地区防災組織、近隣住民の協力が必要となっています。

主な取組み

- ① 災害時や緊急時における情報提供 【交通防災課】
災害情報・防災行政無線放送の内容等を送信する鹿嶋市かなめーる、市ホームページやFM かしま等を活用し、障がい者に対する情報提供を行います。

- ② 避難行動要支援者への支援の充実 【生活福祉課】
鹿嶋市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対する情報提供を依頼し、災害時における関係機関への情報共有の同意を得るほか、個別計画を策定することにより、避難行動要支援者が安全かつ円滑に避難し、避難所において適切な避難生活を送れるよう支援します。

- ③ 福祉避難所の開設 【生活福祉課・介護長寿課】
避難行動要支援者の中でも、介護が必要な障がい者等で避難所の生活に支障がある方については、市が協定を締結している社会福祉施設等に設置する福祉避難所に避難できるよう、速やかに連絡調整を行います。

施策 2 障がい者にやさしい都市基盤の整備等

取組 1 バリアフリー化等の推進

現状と課題

本市では、ユニバーサルデザインに基づく施設整備に努めていますが、今後、多様な障がい特性に対応していくためには、設計段階における障がい当事者の参画や意見の取入れを行っていく必要があります。

主な取組み

- ① 障がい者に配慮した都市基盤の整備 【生活福祉課・都市計画課】

まちづくりにおいて、都市計画との整合を図りながら、市内のバリアフリー化を一層促進します。

また、施設等の新設や改修の際に、ユニバーサルデザインの視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良、多目的トイレの設置等の整備を行い、利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。
- ② 安全で快適な歩行空間の確保 【生活福祉課・道路建設課】

安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を進めます。
- ③ 住み慣れた家での生活継続の取組み 【生活福祉課】

生活の基本である住まいについて、障がい者が住み慣れた家で障がいの程度や特性に左右されず住み続けられるよう、重度障がい者住宅リフォーム事業や日常生活用具給付事業による給付を行い、住環境の整備に取り組みます。

取組 2 公共交通の利便性の確保

現状と課題

鉄道や路線バスに加え、市内には鹿島神宮駅や商業施設、公共施設などを経由するコミュニティバスとデマンド型乗合いタクシーがあります。また、本市では、特に交通弱者に陥りやすい重度障がい者（児）に対して、タクシー券の交付等を行っています。

これにより、公共交通の市内空白地帯は解消しているものの、日常生活における移動需要を充足させるだけのサービスの提供までには至っていません。

主な取組み

① 日常移動手段の確保

【政策秘書課・生活福祉課】

障がい福祉サービスにおける居宅介護や同行援護などのサービス以外に、重度障がい者（児）へのタクシー初乗り助成やデマンド型乗合いタクシー、コミュニティバス等の運賃割引、地域生活支援事業における移動支援等を行い、自力での移動が困難な障がい者が円滑に市内の移動ができるよう支援します。

② 交通バリアフリーの整備推進

【政策秘書課】

鉄道、バス、タクシー等の交通事業者と連携し、車両、駅や停留所、またその周辺のバリアフリー化を図ります。